

# うるおい

## 13 合併協議会だより

2003.6.10発行  
発行/柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会

〒669-3309 兵庫県氷上郡柏原町柏原525-1 tel.0795-73-3122 fax.0795-73-3123  
ホームページアドレス http://www5.nkansai.ne.jp/org/h6gappeik/  
E-mail/h-gappeikyoku@mx.nkansai.ne.jp



### 新市名「丹波市」 について意見交換

▲会場からあふれんばかりの傍聴がありました。

第27回合併協議会で次のことが確認されました。

- 協議第30号 (協定項目) 地方税の取扱い
  - 協議第31号 (協定項目) 納税関係の取扱い
  - 協議第32号 (協定項目) 都市計画の取扱い
- 詳しくは中面をご覧ください。



「市名再考」を求めた2団体からの要望書について、協議会運営委員会(5月13日会議)の協議に基づいて、第27回合併協議会で意見交換が行われました。

新市名決定の経緯において、説明不足があり、理解を求めていくことが必要であるとして、経過等を整理して広報を行うことが確認されました。(P.2に関連記事)

詳しくは、今後発行する協議会だよりに掲載します。

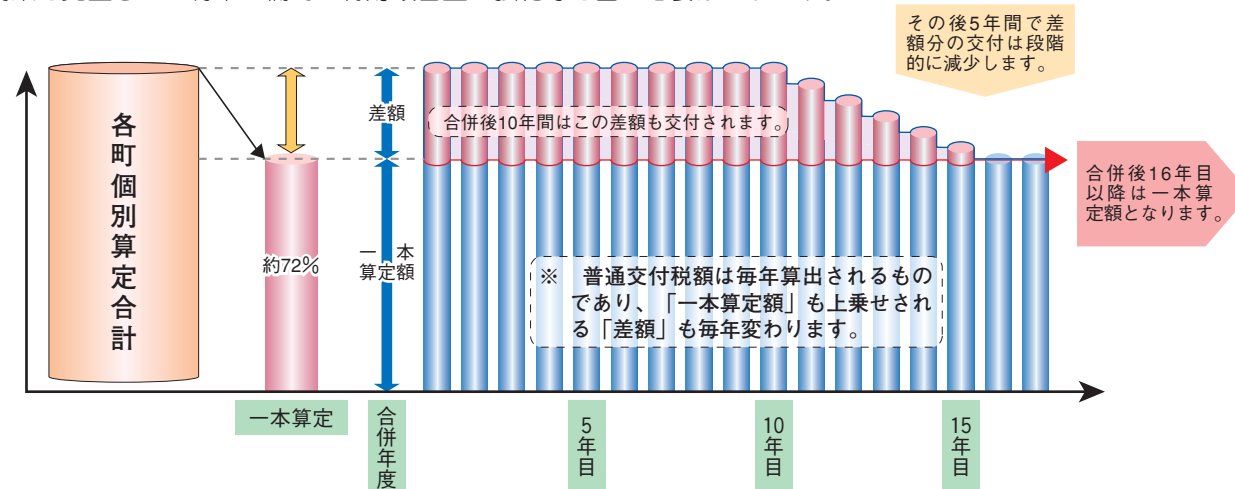
これにより、「名付け親大賞」等各賞の抽選は延期されました。

## 合併Q&A

### ■合併した場合に、国からの交付税はどうなるの？

合併した場合は、今まで町毎に算出していた普通交付税が、一本化されます(一本算定)。6町の場合、一本算定した結果、普通交付税額合計額の約72%程度になることが分かりました。

ただし、合併後10年間は、差額分についても全額保障し、その後5年間で段階的に差額の上乗せ分を縮減する「合併算定替」という特例があります。地方税等の収入も減少傾向が見込まれるため、この期間内に、期待される経費削減効果を生じさせ、将来に備えた行財政基盤の強化等を図る必要があります。



### お詫び

「うるおい(第11号・第12号)」において記述に間違いがありました。お詫びを申し上げるとともに、お手持ちの「うるおい」を訂正いただきますようお願い申し上げます。

#### 11号の5ページ

「新市名称5候補選定までの投票の経過」の図中、15作品の名称・票数欄

誤	名称	票数	正	名称	票数
	たんば	8		たんば	5
	丹波	5		丹波	8

#### 12号の4ページ

合併Q&Aの主な仕事の表中、「児童手当」の説明

- 誤：(3歳未満の子どもについての手当)
- 正：(義務教育就学前の子どもについての手当)

### 協議会の今後のスケジュール

- 第28回合併協議会 平成15年6月21日(土)  
午前9時30分～(春日町 春日部小学校)
- 第29回合併協議会 平成15年7月17日(木)  
時間未定(山南町 やまなみホール)

### お知らせ

- 合併協議会は傍聴できます。会議の傍聴を希望される方は、会議開始15分前までに受付をお済ませください。なお、会場の都合により、希望者が多数の場合は抽選とさせていただきます。
- 合併協議会会議録を閲覧できます。会議録の閲覧を希望される方は、合併協議会事務局または各町役場までお越しください。

### あしがき

合併協議会では、本年11月の合併協定書の調印に向けて、協定項目の協議・確認を行っています。

協定項目では、私たちの生活に直結した事項が協議されています。それぞれの思いや意見が個々にはあるかと思いますが、協議内容を十分ご理解いただき、「今、なぜ合併が必要なのか。」の原点に立った視点で、将来のまちづくりを考えていきましょう。

本年は、「うるおい」を毎月発行し、協議状況をその都度お伝えしていきます。

丹波布は、明治末期まで青垣佐治の地で農家の人たちがによって盛んに織られ愛用されてきました。

また、京都方面へも佐治木綿として売られ、この布が持つ経糸と緯糸の織り成す美しい縞柄が多くの人に親しまれました。畑で栽培した綿から糸を紡ぎ、栗の皮やよぶな草など野にある草木で染め、手織りで仕上げられ、絹糸をつまみ糸として緯糸に入れるのが特徴です。

丹波布伝承館では、この技術を伝えていくために指導員による伝習生を育成しているほか、館内では機織りや草木染めなど丹波布の全てがわかる展示コーナー、体験コーナー、ビデオコーナーなどを設けております。糸つむぎ教室や草木によるハンカチ染めなども体験できますので、是非一度お越しください。

青垣の里に育らし丹波布  
この縞模様誰に伝えん

青垣町 丹波布伝承館



【意見交換】  
篠山観光協会からの要望書、新市名を  
考え直す会からの要望書及び署名簿等の  
提出があったことが報告され、「丹波市」  
についての「市名再考」の要望について  
意見交換が行われました。

【主な意見】

○決まった新市名の扱いの審議ではなく、  
要望書の扱いをどうするかである。  
○「丹波市」に決まったことを尊重し、  
理解を求めていく必要がある。  
○住民からの要望に対し、合併協議会が  
「何もしません」だけの回答では責任  
はすまない。  
○市名の決定にあたっては、それぞれの  
委員が十分熟慮して決定してきた。  
○「民意が反映されていない。『氷上』  
を意図的に排除した。丹波を独占すべ  
きでない。議論をせずに多数決で決め  
ている。」など、選挙過程の説明不足  
については、さらに説明が必要である。  
(確認された内容)  
広報広聴小委員会に町長6人が加わり、  
要望書に書かれている内容について、意  
見、考え方を整理し、合併協議会とし  
てその内容を確認した後に、協議会たより  
により説明を行っていく。  
それでも不十分であり、協議会として  
さらにデータを必要とする判断されれ  
ば、どのような調査ができるか検討を行っ  
ていく。

【協議事項】  
協議第6号 (協定項目)  
新市建設計画

第6回小委員会にて協議を行った普通会  
計一般財源ベースによる財政計画につ  
いて、確認され、次回は総額ベースによる  
財政計画の協議を行うため、継続協議と  
なりました。(※詳細はP.7の財政計  
画をご覧ください。)

協議第24号 (協定項目)  
新市の事務所の位置

会長から、「新庁舎の考え方について、  
慎重に検討を進めてきたが、なお意見の  
調整が必要であると判断。このまま先の  
合併協議会まで送らせていただき、考え  
る時間をいただきたい。」と発言があり、  
了承されたため継続協議となりました。

協議第25号 (協定項目)  
事務機構及び組織の取扱い

「新市の機構及び組織については、『新  
市における行政機構及び組織の整備方針』  
(案)に基づいて整備し、住民サービ  
スが低下しないよう十分配慮する。」と  
して継続して提案されましたが、なお協議  
が必要との議長判断により、継続協議と  
なりました。

協議第30号 (協定項目)  
地方税の取扱い

次のとおり確認されました。  
各税の納期は、地方税法に定める納期と  
する。但し、固定資産税の第1期納期を  
5月とし、国民健康保険税の納期は10期  
(6月～3月)とする。

(1)個人市民税の均等割額は、地方税法の  
定めにより標準税率を採用する。  
(2)法人市民税の法人税割の税率は、地方  
税法に定める標準税率(12.3%)とする。  
但し、新市計画の教育施設等の充実に  
関する施策によっては超過税率を適用  
する場合もある。  
(3)固定資産税の家屋評価方式の需給事情  
による補正は廃止する。  
(4)土地評価方式は順次路線価方式に移行  
する。  
(5)軽自動車税は現行のとおり新市に引き  
継ぐ。  
(6)たばこ税は現行のとおり新市に引き継  
ぐ。

(7)鉱産税は現行のとおり新市に引き継ぐ。  
(8)特別土地保有税免税点は地方税法によ  
るものとする。但し、都市計画の区域  
指定の有無の影響を受けるため、都市  
計画の整備区域指定の考え方に基づい  
て対応をする。  
(9)入湯税は課税免除規定を取り入れた条  
例を制定する。  
(10)都市計画税は、都市計画事業構想にあ  
わせ課税対応するものとする。  
(11)国民健康保険税は、新市において均  
一課税とする。

協議第31号 (協定項目)  
納税関係の取扱い

次のとおり確認されました。  
(1)納期前納付報奨金の交付率は0.3/100と  
する。

ただし、合併後において16年度中は旧  
町の取り扱いによる。  
(2)納付方法は直接納付および、口座振替  
とする。  
ただし、合併後において16年度中は旧  
町の取り扱いによる。

協議第32号 (協定項目)  
都市計画の取扱い

次のとおり確認されました。  
(1)柏原町の都市計画税については、廃止  
する。  
(2)都市計画区域については、現行のとお  
り引き継ぎ、新市において調整する。  
(3)都市計画マスタープランについては、  
新市において新たに策定する。  
(4)都市計画審議会は、都市計画法に基づ  
き新市において設置する。

協議第33号 (協定項目)  
町名・字名の取扱い

「大字の設定区域は現行のとおりとし、  
すべての区域において、現大字名の前に  
現町名を付し、大字名を変更する。」と  
して継続して提案されましたが、「みん  
なで同じまちづくりを進めようとするこ  
とに、旧町名をつける必要はないのでは  
ないか。」「違和感はない。原案に賛成。」「  
「付けないほうがよい。短くすっきりし  
た方が、若い人にもいい。」などの意見  
が出て、会長から「もう少し考えさせて  
いただきたい。」との発言がありました。承  
されたため継続協議となりました。

こんなことが決まりました

- 【提案事項】 (第28回合併協議会で協議されます。)
- 協議第34号 (協定項目)  
一部事務組合等の取扱い
- 協議第35号 (協定項目)  
広報広聴関係事業の取扱い
- 協議第36号 (協定項目)  
保健衛生関係事業の取扱い
- 協議第37号 (協定項目)  
建設関係事業の取扱い
- 協議第38号 (協定項目)  
町営住宅の取扱い

【報告事項】

○平成14年度合併協議会事業報告・歳入  
歳出決算報告が行われました。  
○新市の名称に関する要望書について報  
告が行われました。  
○第4回広報広聴委員会、第6回新市建  
設計画策定小委員会、第11回協議会運  
営小委員会に関する会議報告が行われ  
ました。  
○新任委員の委嘱書交付及び紹介が行わ  
れました。

【新任委員】

2号委員 山南町 村岡 茂男氏  
3号委員 青垣町 蘆田さよ子氏  
監査委員 山南町 村上 康充氏  
藤井 輝治氏

【前任委員】

2号委員 山南町 柳川 義輝氏  
3号委員 青垣町 足立 幸子氏  
監査委員 山南町 近藤 良雄氏  
堂本 喜代和氏  
お世話になりました。

広報広聴小委員会

第5回 平成15年5月27日(火)

- ・協議会日より第13号の記事内容や構成について、協議を行いました。
- ・小委員会で行うこととなった新市名に対する要望書の取扱いについて、町長を加えた会議に先立ち、今後の進め方について意見交換が行われました。

新市建設計画策定小委員会

第6回 平成15年5月13日(火)

- ・新市の財政計画総額ベースの基となる、一般財源ベースについて、資料やグラフにより協議し、第27回合併協議会に提案することが確認されました。

協議会運営小委員会

第11回 平成15年5月13日(火)

- ・合併協議会に出された「丹波市」再考の要望書について小委員会で検討を行ったことを合併協議会に報告し、第27回合併協議会で意見交換を行う中で、要望書の取扱いの方向を決めることとしました。
- ・新市名称における「名付け親大賞等」の決定については、延期することが確認されました。
- ・住民説明会を開いて住民の意見を聞く機会を設けていくこととし、その方法等は、次回の小委員会において協議を行うことが確認されました。

確認事項のここが知りたい!

■ 地方税の取扱い

市町村の税金は、地方税法で定められている基準に基づき、それぞれの市町村の条例で定められています。したがって、市町村が合併して新しい市や町になった場合の税率も、合併後の市や町の条例で定めることとなりますが、地方税法による標準税率を採用している市町村どうしが合併した場合には、特別な理由がない限り、税率が変わることはありません。

ただし、個人の市町村民税の均等割は、税率が人口規模ごとに定められていますので、合併によって人口規模が一定以上に大きくなれば税額も変わることになります。氷上郡6町の場合、6町とも5万人以下の町であるため、均等割額(年額)は、2,000円となっていました。合併後は7万人以上になるため、2,500円になります。

■ 地方税の取扱いの協定項目内容

市民税	個人市民税	2,500円
	法人税割の税率	地方税法に定める標準税率(12.3%)とする
固定資産税		・家屋評価方式の需給事情による補正は廃止 ・土地評価方式は順次路線価方式に移行
軽自動車税		現行のとおり新市に引継ぐ
たばこ税		現行のとおり新市に引継ぐ
鉱産税		現行のとおり新市に引継ぐ
特別土地保有税免税点		地方税法によるものとする ※ただし、都市計画の区域指定の有無の影響を受けるため、都市計画の整備区域指定の考え方に基づく対応をする
入湯税		課税免除規定を取り入れた条例を制定する
都市計画税		都市計画事業構想にあわせ課税対応する(柏原町の都市計画税については、廃止する)
国民健康保険税		新市において均一課税とする

その他の必要な協定項目

合併協定項目	協議状況	提案・確認年月日
12 特別職等の職員の身分の取扱い	◎確認	14.12.14 第22回合併協議会
(1) 新市の職務執行者については、6町の町長が別に協議して定めるものとする。 (2) 市長のほか常勤の特別職として、助役2名、収入役、教育長、公営企業管理者を置く。 (3) 行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。報酬は現行報酬額をもとに合併時に調整する。 (4) 審議会・委員会等の附属機関は次のとおり取り扱うものとする。 1. 現に設置されているものは、原則として新市において引き続き設置するものとする。 2. 現に5～1町において設置されているものは、合併時に調整する。 3. 人数、任期、報酬額は、法令の定めるところによるほかは合併時に調整し、新市において新たに選任するものとする。		
13 条例・規則等の取扱い	◎確認	14.12.14 第22回合併協議会
(1) 6町に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等は、原則として現行のとおりとする。 (2) 類似、相違しているもの及び1町または数町に制定されているものについては、事務事業の調整内容等をもとに支障のないように整備するものとする。		
14 事務機構及び組織の取扱い	◆協議中	第25回合併協議会提案
15 一部事務組合等の取扱い	◆協議中	第27回合併協議会提案
16 使用料及び手数料の取扱い	◎確認	H15.2.21 第24回合併協議会
(1) 公共施設使用料 1. 施設等の使用料：施設内容及び建設年度が異なり、又、その使用料がすでに各町で定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとする。但し、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原理から、適正な料金のあり方等について、新市において、引き続き検討する。 2. 施設目的外使用料：施設目的外使用料については基準を定め統一する。 3. 公有地貸付料：貸付料については基準を定め統一する。 4. 駅前駐車場等の使用料：有料化を図るとともに無人化に努める。 (2) 幼稚園保育料 1. 幼稚園保育料：6町の平均ベースで合併時に調整するものとする。 2. 預かり保育料：合併時に統一するものとする。		
17 町名・字名の取扱い	◆協議中	第26回合併協議会提案
18 町の慣行の取扱い	未提案	
19 国民健康保険事業の取扱い	◎確認	H15.3.31 第26回合併協議会
(1) 賦課方式は、現行のとおりとする。 (2) 保険税率は、医療分及び介護分それぞれにより定める。 (3) 納期については、10期とする。 (4) 一般会計繰出し金は、法定基準による。 (5) 財政基金は、合併時の残高を持ち寄る。 (6) 国民健康保険運営協議会については、新市において調整する。		
20 介護保険事業の取扱い	◎確認	H15.3.31 第26回合併協議会
(1) 統一時期は平成17年4月1日。合併年度は従前による。 (2) 第1号被保険者の保険料の普通徴収の納期については、年6期とする。 (3) 介護保険納付費準備基金の取扱いについては、合併時にその全額を持ち寄る。		
21 消防団の取扱い	未提案	
22 公共的団体の取扱い	◎確認	H14.12.14 第22回合併協議会
公共的団体等の取扱いについては、新市として速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。 (1) 各町共通の団体 1. 新市として一体性を保つため、出来る限り合併時に統合を図る。 2. 郡単位の上部組織のある団体については、合併時に新市組織に円滑に移行できるよう調整に努める。 3. 国県等の指導に基づき設置された団体については、関係機関の指導・助言をもとにそのあり方について協議する。 4. 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるように調整に努める。 (2) 各町独自の団体 各団体の設立経緯から判断し、原則として現行のとおりとする。		
23 各種団体への補助金・交付金の取扱い	◎確認	H15.2.21 第24回合併協議会
現行の各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては合併年度までとし、翌年度以降については、従来からの経緯、実情に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から、新たに制度化を図る。 (1) 同一あるいは同種の補助金等については、統一の方向で調整する。 (2) 独自の補助金等については、補助金等の目的を明確化し、従来の実情等を考慮し、均衡を保つよう調整する。 (3) 整理統合できる補助金については、統合・廃止する。		

協定項目どこまで決まったの？

平成15年5月20日の合併協議会までに確認された協定項目をお知らせします。協議中・未提案の内容については今後協議し、平成15年11月をめどに合併協定書の調印を行う予定にしております。

基本的な協定項目

合併協定項目	協議状況	提案・確認年月日
1 合併の方式	◎確認	H14.11.19 第21回合併協議会
氷上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町、同郡春日町、同郡山南町及び同郡市島町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。		
2 合併の期日	◎確認	H14.11.19 第21回合併協議会
合併の期日は、平成16年11月1日とする。		
3 新市の名称	◎確認	H15.3.31 第26回合併協議会
新市の名称は、「丹波市」とする。		
4 新市の事務所の位置	◆協議中	第25回合併協議会提案
5 財産及び債務の取扱い	◆協議中	第23回合併協議会提案

合併特例法に規定されている協定項目

合併協定項目	協議状況	提案・確認年月日
6 議会議員定数及び任期の取扱い	◎確認	H15.2.21 第24回合併協議会
議会議員については、市町村合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を30人と定め、新市の設置の日から50日以内に選挙を実施する。報酬については、合併時に調整する。		
7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	◎確認	H15.3.15 第25回合併協議会
農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年6月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。ただし、定数は町ごとに次の数を上回らないものとする。 柏原町 9名 氷上町 14名 青垣町 14名 春日町 15名 山南町 14名 市島町 14名		
8 地方税の取扱い	◎確認	H15.5.20 第27回合併協議会
(調整内容は2頁に掲載しています。)		
9 一般職の職員の身分の取扱い	◎確認	H15.1.24 第23回合併協議会
(1) 柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町、市島町、氷上郡広域行政事務組合及び氷上町・柏原町・青垣町衛生一部事務組合の一般職（非常勤を除く）の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 (2) 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局等、各区分の定数の割振りについては合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、効率的な行政運営に努めるものとする。 (3) 職員の職名については、合併時に調整し統一する。 (4) 給料表及び級別標準職務表は、近隣市を参考に合併時に調整し統一する。		
10 地域審議会設置の取扱い	◎確認	H15.3.31 第26回合併協議会
地域住民の意見を市政に反映させ、新市における各地域の振興及び均衡ある発展等を図るため、合併特例法の規定に基づく地域審議会を、合併関係町すべてに設置する。		
11 新市建設計画	◆協議中	第20回合併協議会提案

# 新市になった場合の財政の計画は？

## はじめに

新市の財政計画とは、合併後15年間について、過去の決算状況や現在の財政制度等を参考に、将来の歳入・歳出について推計したものです。個別の事業を積み上げて算出する単年度の予算とは、算出方法が異なることに注意することが必要です。

これまで、将来構想（まちづくりビジョン）などでも説明してきましたように、氷上郡6町では、財源の多くを地方交付税や国・県からの交付金に頼っていますが、国の財政の悪化など、これまでどおりの国の財政支援が望めない状況にあります。そうしたなか、合併により、効率化を図りながら住民サービスの維持を目指すということが協議会において確認され、現在合併に向けた協議を進めています。

このような状況を踏まえ、今回は合併後のまちづくりの方向性を表している「新市建設計画」のなかを示される「財政計画」の現在の協議内容について、一部をご紹介します。

## 一般財源※1ベース※2による財政見通しは？

○合併によるスケールメリットを生かし、効率化を図ることによって、歳出は全体として減少すると予想されます。

（図1参照）

○一方で、歳入についても、人口減少による税収減、地方交付税の削減によって、減少傾向にあり、年度によっては歳出額を下回ることも予想されます。

（図1参照）

○人件費の削減を図りつつ、投資的経費※3については平成19年度以降、平成13年度決算額の約半分に抑えたとしても、公債費※4の増加等により、全体の収支は赤字と予測される状況です。（図2参照）

図1 歳入と歳出の見通し

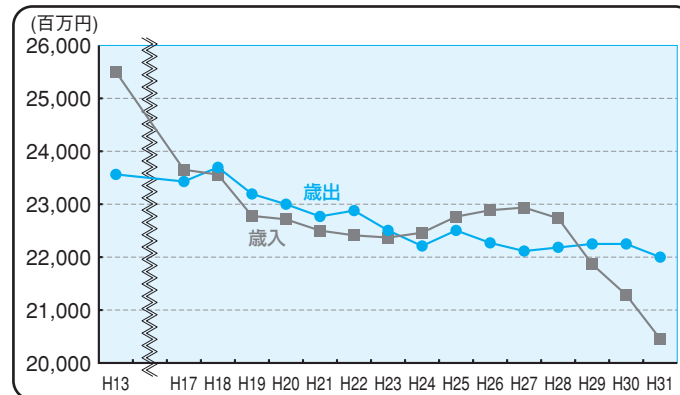
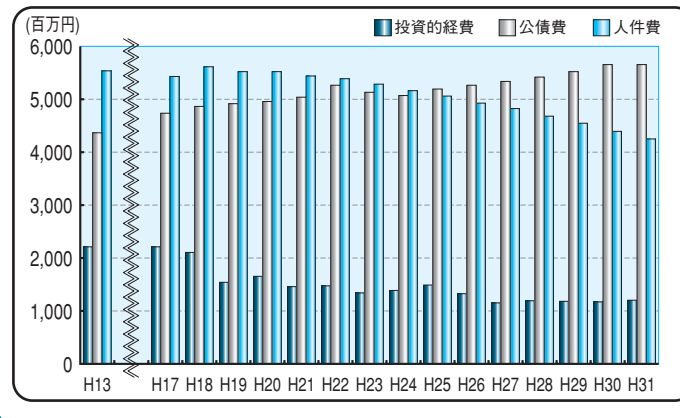


図2 主な費目の状況(歳出)



### 合併協議会での主な意見 (5/20)

- 今回提案では一般財源ベースで、平成17年度1億4千万の黒字となっているが、これではなんとか市としてやっていけるのか心配である。
- 投資的経費については、額が下がっていくことが予測されるなかで、十分な事業ができるのか。

## まとめ

- 合併したとしても、財政は非常に厳しい状況が予想されます。
- 行政組織や人員の効率的な配置をはじめ、十分な行財政改革を行うことが健全な財政運営を実現するための条件になると考えられます。
- 合併特例債の活用につきましては、後年度の負担に十分に留意しながら、その活用方策について検討を行うことが必要です。

今後も引き続き、合併後の健全な財政運営の実現に向けて、合併協議会等において協議を進めてまいります。

※1:一般財源	使いみちが特定されず、どのような経費にも使用することができ資金のことをいいます。	※3:投資的経費	道路や学校の建設など将来市民のみなさんの財産になるものに支出されるお金のことをいいます。
※2:一般財源ベース	事業費から国・県補助金などの特定財源を除いた、実際に新市が負担する額のことをいいます。	※4:公債費	市の長期にわたる借入金（地方債）の元金の返済、利子の支払いに要するお金のことをいいます。

合併協定項目	協議状況	提案・確認年月日
24 各種事務事業の取扱い		
-1 電算システム事業の取扱い	◎確認	H15.1.24 第23回合併協議会
新市の電算業務については、合併時にシステムの統合を図り、ネットワークを利用することによって、市内全域で同一の住民サービスを提供する。		
-2 納税関係の取扱い	◎確認	H15.5.20 第27回合併協議会
(調整内容は2頁に掲載しています。)		
-3 広域行政事務組合の取扱い	◎確認	H15.3.15 第25回合併協議会
氷上郡広域行政事務組合、柏原町・山南町・市島町・春日町衛生一部事務組合、氷上町・柏原町・青垣町衛生一部事務組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を市に引き継ぐ。		
-4 氷上郡教育委員会の取扱い	◎確認	H15.3.15 第25回合併協議会
(1) 氷上郡教育委員会設置規約については、合併の日の前日をもって廃止する。 (2) 氷上郡教育委員会設置に関する協議書については、合併の日の前日をもって廃止する。		
-5 都市計画の取扱い	◎確認	H15.5.20 第27回合併協議会
(調整内容は2頁に掲載しています。)		
-6 各種福祉制度の取扱い	◎確認	H15.3.31 第26回合併協議会
(1) 基本的には国又は、県が定める福祉制度については、その福祉制度の要綱に準拠して実施する。 (2) 児童福祉施設については、新市に引き継ぐ。 (3) 民生委員推薦会は、現行どおり新市に引き継ぐ。 (4) 民生委員児童委員協議会については、現行どおり新市に引き継ぐ。 (5) 保育所の設置については、現行で存続する。 (6) 保育料の徴収基準については、国の基準を用いる。		
-7 社会福祉協議会の取扱い	◎確認	H14.12.14 第22回合併協議会
社会福祉協議会については、事務所の貸付等現行の条件で新市に引き継ぐ。		
-8 水道事業の取扱い	未提案	
-9 下水道事業の取扱い	未提案	
-10 町立学校(園)の通学区域の取扱い	未提案	
-11 行政区の取扱い	未提案	
-12 姉妹都市、国際交流事業等の取扱い	未提案	
-13 広報広聴関係事業の取扱い	◆協議中	第27回合併協議会提案
-14 防災の取扱い	未提案	
-15 診療所の取扱い	◎確認	H15.3.15 第25回合併協議会
国保診療所については、現行のまま新市に引き継ぐ。		
-16 保健衛生関係事業の取扱い	◆協議中	第27回合併協議会提案
-17 環境衛生の取扱い	未提案	
-18 廃棄物処理業務の取扱い	未提案	
-19 人権(同和)対策関係事業の取扱い	未提案	
-20 農業振興対策の取扱い	未提案	
-21 林業振興対策の取扱い	未提案	
-22 商工振興・労働対策の取扱い	未提案	
-23 観光振興の取扱い	未提案	
-24 建設関係事業の取扱い	◆協議中	第27回合併協議会提案
-25 町営住宅の取扱い	◆協議中	第27回合併協議会提案
-26 学校教育関係の取扱い	未提案	
-27 社会教育関係の取扱い	未提案	
-28 情報公開の取扱い	未提案	